

枚方市総合型放課後事業三季休業期昼食サービス事業 登録事業者募集要項

1 事業名

枚方市総合型放課後事業三季休業期昼食サービス事業

2 業務の目的及び概要

小学校三季休業期間中において、枚方市が市立小学校44校で実施する総合型放課後事業（留守家庭児童会室及び放課後オープンスクエア）を利用する児童の保護者（以下「保護者」という。）の負担軽減を目的とし、市に登録された昼食サービス提供事業者（以下「登録事業者」という。）に保護者が児童のための昼食を発注し、登録事業者が昼食の製造及び配送等のサービスの提供を行う。なお、昼食代金（配送料等含む）は実費分として保護者が負担し、登録事業者に直接支払うものとする。

3 登録事業者の要件

本事業に登録しようとする者は、次に掲げるいずれかの要件を備えなければならない。

- (1) ウェブサイト又はスマートフォン用のアプリケーション等から保護者が直接お弁当を注文、代金の決済（銀行振込を含む）が可能なシステム（以下「弁当出前システム」という。）を保有し、もしくは弁当出前システム事業者と提携等を行うことにより、弁当の製造及び配送が可能であること。
- (2) 弁当出前システムを保有し、弁当の製造及び配送を行う事業者と提携等を行うことにより弁当の製造・配送が可能であること。

4 登録期間

登録日から令和9年4月9日（金）まで

5 昼食提供期間（予定）

昼食提供期間は以下の期間とする。

（土、日、祝日、年末年始、令和9年3月30日・31日除く）

- ・夏季休業期間（令和8年7月17日（金）～令和8年8月25日（火）） 26日間
- ・冬季休業期間（令和8年12月24日（木）～令和9年1月7日（木）） 7日間
- ・春季休業期間（令和9年3月24日（水）～令和9年4月9日（金）） 11日間

※上記期間中に休業日がある場合は、申請前に市と協議すること。

6 昼食提供施設・予定食数

別紙「令和8年度 総合型放課後事業昼食サービス予定食数」のとおり（市立小学校44校）

※登録事業者は登録申請時に昼食提供が可能な施設を提示すること。

※同一施設に複数の登録事業者が提供可能な場合は、弁当の内容、価格等を考慮して、昼食提供期間ごとに提供を行う事業者を選定する。

※数量は見込みであり、実際の提供数を保証するものではない。なお、1施設において昼食の注文が1食分であっても対応が可能であることを条件とする。

7 昼食サービスの概要

(1) チラシの作成

① 登録事業者は、本業務の実施に当たり、保護者に対し、昼食の内容、料金及び注文方法などを周知するためのチラシを作成し、データを納品すること。

② チラシの内容については市と協議すること。

(2) 献立表(メニュー)の作成

登録事業者は、献立表(メニュー)を作成し、保護者が注文する際に献立を確認できるよう事前に弁当出前システムで保護者に公開すること。

(3) 受注管理等

① 登録事業者は、昼食の注文(変更及びキャンセルを含む。)を、弁当出前システムにより受け付けること。

② 登録事業者は、昼食提供日の2週間前までに、注文の受け付けを開始すること。

③ 登録事業者は、保護者の利便性に配慮した注文及びキャンセル期限を設定すること。

④ 昼食の代金については、登録事業者において、保護者から徴収すること。また、代金の滞納等については、登録事業者において対応すること。

⑤ 昼食の代金の支払方法は、クレジットカード決済や口座振替等、保護者の利便性を考慮した方法により徴収すること。

⑥ 注文締め切り後に各昼食提供施設の昼食の注文状況を弁当出前システム等で、市が確認できるよう設定すること。

(4) 昼食の製造

① 登録事業者は、原則あらかじめ弁当出前システムで公開した献立どおりに昼食を製造すること。

② 各昼食提供施設においては、電子レンジを含む加熱・調理ができないため、配送後そのまま提供できるものとする。

③ 容器は、材質を問わないが、食品衛生上清潔なものとする(使い捨て容器も可)。
なお、箸やスプーン等は不要とする。

(5) 昼食の配送

- ① 昼食は、昼食提供施設に、午前8時00分から午前11時45分までに配送すること。
なお、学校休業日以外（始業式の日等）の配送時間については、別途協議するものとする。
- ② 昼食配送時に、昼食を提供する児童の一覧を添付するなど提供する児童が明確にわかるようにすること。

(6) 安全・衛生管理

- ① 登録事業者は原材料の調達、昼食の製造、配送等に当たっては、食中毒事故防止のための温度管理及び衛生管理を適切に行うこと。
- ② 登録事業者は、業務を実施するに当たり、常に食品衛生法その他関係法規を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。

(7) 事故への対応

- ① 登録事業者は、提供した食事に起因する児童への健康被害又はその疑いがある場合、保護者に対して適切な対応を行うこと。
- ② 登録事業者は、事故の発生が確認された場合、直ちに保護者及び市へ連絡し、後に書面により正式に報告すること。
- ③ 事故のため、登録事業者が業務継続困難となった場合、登録事業者は、代替策を事前に用意し、保護者に対し、不利益を与えないようにすること。
- ④ 食中毒など万一の事故に備え、賠償責任保険に加入すること。

(8) 苦情処理について

登録事業者は、保護者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るように苦情対応に努めるものとする。また、必要に応じて市へ報告するものとする。

8 その他

- ① 登録事業者は、昼食提供日には必ず連絡対応（電話、メール等）ができる体制にすること。
- ② 登録事業者は、やむを得ない事情により当該登録を取り下げたい場合は、2か月以上前に市に取り下げの手続きを行わなければならない。
- ③ 登録事業者は、本事業に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- ④ 登録事業者は、本事業実施により知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。
なお、登録期間満了後及び解除後も同様とする。
- ⑤ 本要項に疑義が生じた場合又は本要項に定めのない事項については、市と登録事業者で協議の上、これを定める。

9 登録申請方法

本事業への登録を希望する者は、以下の書類をメール又は郵送にて提出すること。

【登録申請時の提出書類】

- ① 枚方市総合型放課後事業三季休業期昼食サービス事業登録申請書(様式1)
- ② 事業概要(様式2)
- ③ 緊急時等対応表(様式3)
- ④ 昼食提供可能施設表(様式4)
- ⑤ 弁当出前システムの内容がわかるもの
- ⑥ 提供する弁当の内容が分かるもの(パンフレット・献立表等)
- ⑦ 提供する献立例の写真又は画像データ
- ⑧ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し(画像データも可)

※枚方市保健所長の許可証の場合は提出不要

10 申請受付期間

随時受付

11 登録事業者の登録

申請内容を総合的に判断し、申請者が昼食サービス提供登録事業者として適当であると認めるときは、協定書を締結し、市ホームページに掲載します。

12 提出先

枚方市教育委員会 学校教育部 放課後子ども課

〒573-1159 大阪府枚方市車塚 1-1-1

TEL : 050-7105-8201 FAX : 072-867-8131

E-mail : hokago@city.hirakata.osaka.jp

13 その他

令和8年度より、家庭の経済状況や生活環境等により家庭で十分な食事がとることが難しい状況にある児童に対し、本昼食サービス事業の仕組みを活用して昼食を提供する事業を実施します。

本事業の実施にあたっては、登録事業者と協議の上で委託契約を締結する予定ですのであらかじめご承知おきいただくようお願いします。

※登録申請に関するお問い合わせは、ホームページ掲載の様式「質疑回答書」をメールで送付してください。回答は、随時ホームページにて公表します。